

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年四月一日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 吉 澤

隆

根岸本町線	路線名
川口市大字安行領根岸字外谷田三〇五二番一 地先から 同市大字安行領根岸字外谷田三〇六一番一 地先まで	供用開始の区間
令和四年四月一日	供用開始の期日
令和二年六月三十日付け埼玉県さいたま県土 整備事務所長告示第二号で告示した道路予定 区域の供用開始である。 延長九六・〇九メートル	備考